

平成28年12月21日(水)

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」に関する事業者説明会

総合事業の指定申請について

鯖江市、越前市
池田町、南越前町、越前町

(1) 現行の予防給付相当サービス

◆ 指定申請不要 (みなし指定を受けている事業所)

平成27年3月31日以前から引き続き、介護予防訪問介護および
介護予防通所介護の指定を受けている事業者

※指定申請は必要ありませんが、県に提出している書類1式のコピーを提出してください。

※ただし、H30年4月以降、引き続きサービスを提供する場合は、指定の更新が必要です

◆ 指定申請が必要(みなし指定を受けていない事業所)

平成27年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに
介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けた事業者 等

(2) 緩和した基準によるサービス

◆ 指定申請が必要

実施を希望する全ての事業所

指定申請受付期間

◆ 平成29年4月1日から事業を開始する場合

○鯖江市

平成29年2月1日(水)～2月15日(水)

※ 受付期間終了後に申請を希望される場合には、担当課へ御連絡下さい。

○越前市

平成29年1月4日(水)～1月20日(金)

○池田町・南越前町・越前町

平成29年2月1日(水)～2月15日(水)

〔平成29年5月1日以降に事業を開始する場合〕

毎月1日～15日(15日が閉庁日の場合は前倒しになります。)
に申請を受け付け、翌月の1日の指定になります。

指定申請書類(介護予防訪問型サービス)

提出書類一覧

① 指定居宅サービス事業者等指定申請書	⑮ 事業計画書
② 訪問介護事業所の指定に係る記載事項	⑯ 事業年度ごと(2年分)の収支予算書
③ 勤務体制一覧表	⑰ サービス契約書
④ 管理者経歴書	⑱ 重要事項説明書
⑤ サービス提供責任者経歴書	⑲ 定款または寄附行為
⑥ 従業員の雇用契約書または辞令等の写し	⑳ 登記事項証明書(写しの場合は原本証明必要)
⑦ 従業員の資格を証明する書類	㉑ 資産状況の証明書類 (賃貸借契約書、事務所の設備等に係る項目一覧表など)
⑧ 事務所平面図(面積を表示)	㉒ 就業規則
⑨ 事務所写真(外観および内部)	㉓ 損害保険加入証
⑩ 組織図	㉔ 介護予防日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
⑪ 運営規程	㉕ 老人居宅生活支援事業開始届の写し
⑫ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	㉖ 道路運送法の許可の写し、使用車両の写真(前後左右) (※訪問介護サービスと連続的、一体的に行う要介護者等の輸送サービス、通院等のための乗車または降車の介助等を実施する場合のみ必要)
⑬ 誓約書	
⑭ 役員名簿	

指定申請書類(介護予防通所型サービス)

提出書類一覧

① 指定居宅サービス事業者等指定申請書	⑳ その他の費用徴収額の算定根拠(食費、その他の費用)
② 通所介護事業者の指定に係る記載事項	㉑ 消防計画(またはこれに準ずる計画)、その他の防災計画
③ 定款または寄附行為	㉒ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
④ 法人の登記事項証明書(写しの場合は要原本証明)	㉓ 協力医療機関に関する協定書(協力医療機関を定める場合)
⑤ 従業者の勤務の体制および勤務形態一覧表	㉔ サービス提供実施単位一覧表
⑥ 組織図、職員名簿等	㉕ 土地の登記簿謄本または賃貸借契約書の写し
⑦ 管理者経歴書	㉖ 建物の登記簿謄本または賃貸借契約書の写し
⑧ 従業者の辞令(または雇用契約書)の写し	㉗ 通所介護事業の事業計画書
⑨ 従業者の資格証明書の写し	㉘ 通所介護事業の収支予算書(2年分)
⑩ 就業規則	㉙ 法人の財産目録(2年分(法人を新規に設立した場合は不要))
⑪ 業務委託契約書(給食、清掃、送迎等)の写し	㉚ 法人事業の決算書(2年分(法人を新規に設立した場合は不要))
⑫ 事業所平面図(部屋別の用途、内法面積を記載)	㉛ 損害賠償保険加入証(または加入申込書)の写し
⑬ 設備・備品等一覧表	㉜ 送迎車に係る任意保険証書(または加入申込書)の写し
⑭ 写真(外観、主要設備、送迎車、重要事項掲示等)	㉝ 誓約書
⑮ 建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し等	㉞ 役員名簿
⑯ 消防設備等検査済証の写し等	㉟ 介護予防日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
⑰ 運営規程	㊱ 老人居宅生活支援事業開始届の写し
⑱ 重要事項説明書	㊲ デイサービスセンター等設置届の写し
㉟ 利用契約書	

指定申請様式等

準備が整い次第、
各市町のホームページに掲載します。

◆ 鯖江市

<http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=18353>

◆ 越前市 **越前市トップページ⇒総合事業**

<http://www.city.echizen.lg.jp/office/050/060/sinnsougoujigyoyou.html>

◆ 池田町 **池田町役場トップページ⇒お知らせ**

◆ 南越前町 **南越前町役場トップページ⇒くらしの情報⇒保健・福祉
⇒高齢者・障害者・介護**

<http://www.town.minamiechizen.lg.jp/kurasi/102/122/index.html>

◆ 越前町 **越前町トップページ⇒各課・施設⇒健康保険課⇒介護保険制度**

<http://www.town.echizen.fukui.jp/webworks/web/service/detail.jsp?id=1669>

指定申請に関して準備すること

- ◆ 総合事業の開始に伴い、契約書と重要事項説明書について、改めて、既利用者との契約・同意の締結が必要です。
- ◆ 運営規程についても変更が必要です。
- ◆ 定款については、内容を確認し、必要であれば変更してください。

基本報酬について

○予防給付相当サービスについて

「1回単価」・「月単価」の設定があるが、移行期間である平成29年度は、基本的に「月単価」で算定する。

ただし、月途中でのサービス変更も想定して、1回あたりの単価設定による報酬を用いることもある。

※1回あたりの単価を用いる場合

- ①月途中の入院および退院による利用開始および利用中止
- ②上記理由以外の、月途中の利用開始および利用中止

例) サービスA等から予防給付相当サービスに変更になった場合(又はその逆)

★入退院を伴わない体調不良や利用者都合による欠席の場合は「月単価」で算定